

平成30年第1回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成30年 3月 6日

本日の会議 平成30年 3月 9日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員    2番 中村 美穂 議員    3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員    6番 安藤 克彦 議員    7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員    9番 西岡 克之 議員    10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員    12番 山口憲一郎 議員    13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員    15番 吉岡 清彦 議員    16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 谷本 圭介 君    議 事 課 長 富永 正彦 君  
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君    副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 勝本 真二 君    総 務 部 長 荒木 重臣 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君    建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君    教 育 次 長 帯田 由寿 君  
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君    水 道 局 長 濱 伸二 君  
会 計 管 理 者 谷本 清 君    建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君  
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君    秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君  
総 務 課 長 山本 昭彦 君    契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君  
地 域 安 全 課 長 山口 功 君    政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君  
財 政 課 長 田中 一之 君    税 務 課 長 荒木 秀一 君  
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君    土 木 管 理 課 長 日名子達也 君  
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君    福 祉 課 長 細田 愛二 君  
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君    住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君  
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君    介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君  
水 道 課 長 山口 新吾 君    下 水 道 課 長 山崎 禎三 君  
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君    生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君    情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

15番 吉岡 清彦 議員    16番 竹中 悟 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時56分

平成30年第1回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

平成30年 3月 9日（金）  
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	一般質問	
2	1	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについて	—
3	2	平成29年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて	—
4	3	長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	※産厚
5	4	長与町防災会議条例の一部を改正する条例	※総文
6	5	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
7	6	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
8	7	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
9	8	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
10	9	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
11	10	長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例	※総文
12	11	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※産厚
13	12	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※産厚
14	13	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
15	14	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
16	15	長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	※産厚
17	16	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※産厚
18	17	長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
19	18	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚

日程	議案番号	件名	備考
20	19	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
21	20	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	※産厚
22	21	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
23	22	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	※産厚
24	23	平成29年度長与町一般会計補正予算(第6号)	※総文
25	24	平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	※産厚
26	25	平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	※産厚
27	26	平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	※産厚
28	27	平成29年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)	※産厚
29	28	平成30年度長与町一般会計予算	※総文
30	29	平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総文
31	30	平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算	※産厚
32	31	平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※産厚
33	32	平成30年度長与町介護保険特別会計予算	※産厚
34	33	平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産厚
35	34	平成30年度長与町水道事業会計予算	※産厚
36	35	平成30年度長与町下水道事業会計予算	※産厚
37	36	人権擁護委員の推薦について	—

※付託予定の委員会

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順11、河野龍二議員の①高田南区画整理事業について。②子ども医療費助成拡大についての質問を、同時に許します。

14番、河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

おはようございます。早速、質問に入らせていただきます。

まず、高田南区画整理事業について質問させていただきます。高田南土地区画整理事業は着工以来30年以上の年月が掛かり、関係する地権者は計り知れない苦痛を感じております。また、長与町財政においても多額の費用をつぎ込み、長与町の将来像に大きな影響を与えていると考えます。ある新聞に宅地造成特別会計債務超過3,200億円との記事が報道されました。その内容は、総務省のデータによると全国の宅地造成事業特別会計447のうち57の会計で借金額が時価より多い債務超過といえる状態。超過総額が3,200億円以上、2015年末時点であったと報道されています。さらに、こうした損失を一般会計から公金繰入が2015年だけでも1,268億円あり、447会計のうち半数で行われていたともあります。国の有識者会議では用地買収の見込みが立たない場合は先送りせず、事業廃止を検討する必要があると指摘しております。さらに2022年度までに経営戦略を作るよう求めているとしています。そこで、以下の質問をいたします。（1）高田南土地区画整理事業の債務超過の問題はないか。（2）一般会計からの繰入額はいくらか。（3）PFI等の進捗状況はどうなっているか。（4）2020年度までの経営戦略の考え方はあるのか。

2つ目に子ども医療費助成拡大について質問いたします。先日、同僚議員も同じ質問をしておりましたが、通告に従って質問いたします。この間、子ども医療費助成制度の対象年齢が全国的にも、また県下でも拡大される中で、本町でもせめて中学校卒業まで拡大して欲しいと何度も求めてきましたが、優先順位や医療費助成以外での子育て支援を行っているというふうに答弁されてきました。しかし、近隣の長崎市も時津町も他の自治体に並び通院についても中学校卒業までの助成を行うことを表明しています。そこで、以下のことを質問いたします。（1）子ども医療費助成制度の対象年齢の拡大の考えはありませんか。（2）現物給付の考えがありませんか。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、河野議員の質問でございます。1番目1点目の高田南土地区画整理事業の債務超過の問題はないかという質問でございますけれども、総務省が公表している資料によりますと、先程御案内がありましたように、宅地造成事業の特別会計447件

でございました。この中に高田南土地区画整理事業がございますけれども、御指摘の57件という中には該当はしておりません。

次に2点目の御質問でございますけれども、一般会計からの繰入の額はいくらかという質問でございます。特別会計の繰入金の前平成28年度末までの総額は人件費を除き、143億6,965万円でございます。

次に3点目のPFI等の進捗状況はどうなっているのかという御質問でありますけれども、以前から申し上げておりますけれども、これPFIとは限らずPFI事業等々を視野に入れたところで、残工事を一括施工できないか、そういったものは県において今検討をさせていただいてるところでございます。

続きまして4点目、2020年度までの経営戦略の考え方があるのかという質問でございますけれども、これも3点目の際、答弁をいたしましたとおり、一括施工という手法を取り入れて、早期完成を目指す戦略であり、これを実現させていきたいとこのように考えております。

次に2番目1点目の子ども医療費助成拡大につきまして、対象年齢の拡大の考えはないかという質問でございます。子育て世代の経済的負担の軽減につきましては、本町におきましても重要施策として位置づけております。子ども医療費の助成拡大につきましても、平成28年から小学生まで。そして、昨年10月には中学生の入院費まで順次拡大をしてきたところでございます。中学生の通院費までの助成拡大につきましては、昨年入院費まで拡大した際に、システム上は通院まで対応できるそのような改修を行っておりますので、財政面並びに人員体制等々が整い次第、拡大する方向で準備を進めているところでございます。

次に2点目の現物給付の考えはないかということでございます。子ども医療費の現物給付への移行につきましては、課題が3点ほどあると考えております。1点目は現物給付、これを導入することにより国保に対する国庫負担金が減額されるということがございます。2点目は小中学生が県の医療費助成の補助対象ではないことから町の財政負担が大きくなるということでございます。3点目が町単独では全ての医療機関への導入が非常に難しいということでもあります。これらの課題を解決するためにも補助対象の拡大と合わせまして、現物給付の導入につきましても、引き続き県に対して要望をしてみたいとこのように考えております。以上であります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、再質問をさせていただきます。冒頭、超過の問題はないかということで、新聞報道されている57会計のうちには該当しないという答弁をいただきました。そこで改めてお伺いしたいと思います。土地区画整理事業は、皆さんも御承知のとおり保留地等々を処分しながら工事費を捻出していくという事業です。そこで30年経っている

わけですから、町長はこの間、道ノ尾駅付近の土地の価格が上がったということを何度か言われておりますけれども、この工事内容に対して保留地等々の処分で捻出しなければいけない額というのが、今281億というふうに言われてますけれども、どれくらいの額がこの工事の中で必要に、造成して売却をする額が必要になるのか、そこをまずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

高田南土地区画整理事業の現在の総事業費281億3,000万。この中で事業を行っておりますけれども、ここの中に保留処分金として相当する金額は、計算上約46億でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それで今現在、売却できてる保留地の額と残ってる保留地、残る予定、今後、売らなければならない保留地というふうな額がどれくらい出てくるものなのか、その辺も数字をお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松村建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

現在、処分が終わっている保留地の総額は約12億でございます。残ってる分がその差額の分という形になります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

12億でトータル面積がどれくらいで、34億で残る面積がどれくらいあるのか、お願いしますと思います。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて再開いたします。

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

現在、造成済みで処分した金額は12億、これの面積が1万3,450平米程度あります。これから造成して売る面積の方が3万4,800平米ほどございまして、現在売

れ残っているっていう保留地は1画地、約340平米ありますけれども、今から造成していく所が約3万4,000平米ほどあります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ちょっと数字ばかりお伺いして大変申し訳ないんですけども、30年経過してると先程も申しましたが、この30年でこの土地の価格が、この評価額が下がってるというふうに思うんですけども、その辺の影響はないんですか、事業費に対する。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

土地の評価額からすれば、議員御指摘のとおり、施工前より今の方が土地の下落は当然あっております。その差額でございましてけれども、当然この中には一般財源の方を中に投入していかないといけないとは思っておりますけれども、これが完成することによって、そこに都市計画税、固定資産税等入ってきますので、一般財源を投入してもその中には補填できると考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そうすると現在、土地の価格が当然、当時からすると評価が下がってるということで、34億の保留地の処分ができるかどうかというの、やってみないと分からないという部分があるかもしれませんが、そこまで到達しない部分は一般会計からの繰入を行うということになると。現状では新聞報道にある57特別会計の中の債務超過になってないというふうに言われましたけども、今後、完成していく中では、こういうところに当てはまるというふうに考えていいものなのか、そこを再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

新聞報道の中に債務超過とありますけれども、総務省の言葉の中には債務超過というのはございまして、要は新聞報道の中にある記事のターゲットといたしましては、当然宅地造成工事も含まれ、土地区画整理事業も含まれた宅地造成工事。ここでターゲットにされてるのは、企業誘致等で工場、事業所、そういった所を開発してそこがなかなか売れない。こういった所がターゲットになっているようでございます。うちの区画整理の場合は保留地、全然売れなかったっていうところじゃなくて現在も売っております。総務省の見解の中にもそうやって事業が長期化して、当時の金額より土地の下落した分とか、そういうのは一般会計を投入してでも良いから早くこの事業を終わらせなさい、



その中に経営戦略を立てて計画的にこなさいというのが、その中の回答でございます、うちの方も今、現在そのような形で進めておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

見方が違うというふうな、私の見方とやっぱりこの国がそういうふうな事業の中での見方が違うというふうな形で説明をされたと思うんですけども、ただ、私はやはりこの問題は同じような問題だと思うんですけども、先程、冒頭言いましたように、この区画整理事業というのは、区画を整理して出てきた保留地を売りながら工事費を捻出すると。だから元々そう負担をしなくて良い事業のはずなんですけども、この長年掛かるといわれる土地が下落して思うように保留地が処分できないと。そこにはやはり公金を穴埋めしないといけないというふうな仕組みというのは、結果的には私は同じだということに思います。やはり、それをどう考えるかです。先程、理事の方は造成するとその後、人が入って、固定資産税が入ってというふうな、そこで出した公金は穴埋めできるんだというふうに言われてますけども、そうだから良いですよというふうには単純にならない。もう本来ならば、そこにわざわざ穴埋めしなくて良ければ、そもそも土地が売れば丸々その後は利益になるわけですから、当然その赤字をいわゆる公金を穴埋めしなくて良いわけですかね。だから、そもそもやっぱりこの事業がそういう形で成り立っているということ自体がやはり問題ではないかなというふうに思います。そこで工事の件ところで少しお伺いしたいと思っておりますけども、これは先日から一括、複数年の一括でやりたいと、一括工事でやりたいというふうに言われておりました。この間、そういうことをPFI等の事業の中で含めて、いろんな形で含めて複数年の一括事業をやりたいということで、これがちょっとどういう内容になるのか改めてお伺いしたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

以前からこの高田南、早期完成を目指して行っているっていう話をさせていただきますけれども、その中には当然、そのビューテラス北陽台、ここは組合施工で一括したような事業でございます。だから、工期も短くて早く終わってると。だから、その手法等を取り入れたところで早く終わらせられないかというのも、県の方に検討していただいております。一括施工することによって諸経費等が抑えられます。工期も短縮するっていうこの2点を念頭に置いて、今、県の方にどういった手法があるのか、そのところをもう一度詳しく調査をお願いしてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ちょっとその辺がもう少し、こう具体的にどういう仕組みでどうするのか。今の現状の残ってる事業を県に委託してるわけですかね。県に例えば単年度ですっとお願ひしてたのを3年分一括で全部委託しますという形が一括事業というふうな形なのか。そこら辺がどういう、一括方式というのがですね、どういうふうな形でやるのかっていうのが今一つよく分からないんで、もう一度詳しく説明していただければと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

一括っていうのは、今残ってる残工事全て、完成するまでを全て一括的に業者の方に施工の入札をお願いして、そこで全てが終わるような工事の方法でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

こないだからちょっとPFI等々も言われたし、PFIみたいな形で民間業者に残ってる残事業を一括で発注するというふうな仕組みなんですか。そこをもう1度、そういう形で捉えて良いのかですね。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

そうですね、県の方が発注をしまして、民間の方に一括で施工をしてくださいという方法でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

以前は道の尾公園があるということで、道の尾公園をそういうふうにはできないかという話もありましたよね。そこだけというふうな形、後はずっとその事業を続けていくと。今、道の尾公園も含めてですかね、道の尾公園の開発も含めて全部、そこに残ってるのを民間に一括して委託したいと。そこ、もう一度回答をお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

議員おっしゃるとおりで、そのこの通称道の尾公園と言われている高田中学校のちょっと下の所ですね、そこも全て含めたところで一括発注という形でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この方法がちょっとこうお話を聞いてて、できるのかなっていうふうな部分が、できるからそういうふうに話を進めてるんでしょうけど。ちょっといろいろと、まずはそういう話を関係者や地権者の方にされてますか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

現在、その造成計画とか、そういったところを見直しているところでございます。ここがこうやって一括発注ができるとか、そういったところが大方流れに乗っていけば、地元説明会とか、その中の地権者の方たちに説明会はできると思います。今そのところの作業を高田南の事業所と一緒にやって行っているところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この工事の手法にちょっとお伺いしますけども、今、残っている残事業をそうすると民間事業所はこれから出てくる保留地だとか、そういう部分で利益を上げていくという形になりますよね。その保留地が出てくる中で民間は当然利益を上げないといけないわけですから。そうすると今後、長与町が先程言った保留地を回収しなければいけない部分が回収できなくなるというふうな形で考えて良いんですかね。お答え、お願いします。

○議長（内村博法議員）

松村建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

微妙なところの話で、ちょっと詳しいところまでいかないと説明ができないかなと思うんですけども、基本的にPFIの手法に則ってという形で発注をしていきますので、その中の、要は工事と保留地処分、その一角の保留地を買っていただくようなところの業者とか、そういったところを合わせて審査ができないかとか、そういう方法なんです。だから、全ての保留地が対象じゃなくて一画地の保留地の処分でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

民間事業に発注すると、当然、何度も言いますが利益を上げるのが目的になりますよね。先程保留地の金額はあと34億、この事業費で回収しなければならないということです。民間事業が工事をして、その保留地も買いますというところで、いわゆる行政にはその保留地の処分金が入ってくるという形になると思うんですけども、当然そこは利益を上げたい側からするとできるだけ安く買って、やっぱり利益を上げていきたいという話になりますよね。そうするとますますこの処分して、保留地で今までの財源を穴埋めしなければならない部分がどんどんと少なくなっていくという可能性はないんですし

ようか。お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

御心配されるとおり、先程言われてるとおり、業者はそこで利益っていう話もござい  
ますけれども、工事を取りたいというところもあると思うんです。だから、工事費は安  
く、保留地の買い取りも安くとか、保留地をある程度今回の値段というところで決め打  
ちをしていけば当然工事費の方も下がってくると思うんです。だから、そのところの  
バランスを上手く評価をしていくような評価方法、採点方法でいくっていうのが、今、  
どんなふうにした方が良いか、そういったところを検討しているところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

当然この区画整理事業は特別会計で精算をしなければならないんですよ。これまで  
地権者の方からは減歩というふうな形で土地を、今まであった区画の土地を提供して、  
そこが保留地になったりだとか、道路になったりだとかしてるわけですけども、こうい  
う民間で一括発注してしまうと、そういう精算部分での差が出てこないのかなど。当初  
は公共工事でやってきたと、ここからは民間でやりますよという形で、そうなる  
といわゆる利益が出てくる部分、元々減歩でそれぞれみんな出したのに工事の手法が  
変わることで、その精算の額が変わってくるっていう心配は無いんですかね。例えばも  
っと掛かったから、もっと負担をせんばいかんだとかいうことは無いですか。再度お伺い  
します。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

工事費で言われる精算と、区画整理でいう、私たちが考える清算っていうのはちよ  
つと違うんです。工事で掛かる精算って、要は入札で落ちましたよ、工事費が安くなり  
ました。こうなると総事業費の中で、うちの方が投入をしていこうと考えている町の単  
独費がちょっと押さえられたりとか、保留地処分金がそこまで無くても良いとか、そう  
いった形になります。1番心配して工事が終わってしまえば精算金、換地者に土地を返  
している土地が広い狭いかって、ここで清算金のプラスマイナスが発生してくるん  
ですけども、そういった精算金等には関わってこないんです。だから、そこで工事費が落  
ちて安く精算して、当初計画していた工事費より少し上がったとか、そういったところ  
の差は出てくるかとは思いますが、その総トータル的なところで総精算、その  
差額っていうのはそう影響は無いんじゃないかなと思います。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

影響は無いのではないかなという、無いというふうに言い切れないという部分。ちょっと、そもそもお伺いしたいというふうに思いますけども、先程280億という工事があると。280億に対してそれぞれの地権者はそれに対して減歩を出したりだとかしてるわけですよね。その金額が変わってくるってなると、当然280億に対して自分の土地を減歩は39%ぐらいでしたかね。それを提供をしてるんですけど、その総額が変わってくると、当然この差が出てくるんじゃないですか。その総額、工事総額が変わってくると、出した分は多過ぎた、戻してくれと、出した分は少な過ぎた、出してくれというふうなこれが清算の方法じゃないのかなというふうに思うんですよね。そうすると今度、今まで公共事業でやってきた部分が民間になってしまうということで、そういうふうな影響が当然出てこないのかなというふうに単純に思うんですけども、間違っれば指摘していただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

精算、先程から言いますとおり工事費の増減があっても、先程言った町でも単独費、要は補助事業以外の単独費とか、そういったところを出してますんで、ここが上下するだけであって、その地権者に返してる分の安くなったから安くなるとか、そういったところは出てこないと思います。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それだけでちょっと留めるのもあれですけども、そこら辺は私も十分勉強させていただきたいというふうに思います。ただ、今この一括施工ですけど見込みがあるんですか。どうも聞いてて非常に心配になる。この間も端的に言いますと、道の尾公園を造成してそこで事業費を何とか出したいという話だった。それが今度は残ってる残事業を全て今度は一括でしたいと言う。方針がちょっと変わってるわけですか。いろいろ考えた中の今日言われてるのは1つだと。PFIも道の尾公園の民間活力投入も考えてた。それも考えたという形で、今これで行こうというふうな話をされてると思うんですけども、ただ非常に何かこう、何でしょうね。道の尾公園のPFI事業も、もう既に何年か前からそういうふうな話が出て進んでないわけですよね、そこだけやるというのが。で、今度はこの一括発注事業という形で変わってるところが非常に心配なんですけども見込みはあるんですかね。先月、国土交通省にも何か要望行かれたみたいですけども、どうですか、見込みはある感じですか、お伺いしたいと思います。あるならば、どれくらいまでにこの目星がつくのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

その、南東部って言うんですけども、その残事業を一括でしようかとか、早く終わらせないかっていう手法は以前から、私がここに来た時から変わってないんです。要はやり方をどうしようかっていう話なんです。町単独で山を切ってしまうか、まずここから発端です。そして、その保留地処分金をどうしようか。事業費をどうやって捻出していこうかというところに入って、やっと今、PFI等を用いたところでできないかっていうところで、ここに来てます。先の見通しの件でございますけれども、今、県の方でも検討していただいておりますので、うちだけがどうという回答はこの場ではできないと思います。県の方から大方回答が出てきたら、また、皆様にお示しできるんじゃないかなと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

冒頭言いましたように、もう30数年経ってるわけですよ。やはりそういう意味では、もう本当こうどうするかというそういう場面だと思うんですよ。それが、まだ、県に今、伺い立ててますけども、どういう回答が出るかまだ分からないと。目途もちょっといつになるか分からないという形ということなんですけど、それはやっぱり、これだけ掛かってまだ分からないというふうな、それはもうあり得ないと思うんですよ。全く目途はついてないわけですか。だから、ちょっとそこを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

目途がついてないわけではないんです。県も県の中で入札を行っていきます。その中で県の方も県の入札のシステムの中に組み込んでいかななくてはいけないんです。だから、長与町がこうすると言っても、県も議会がございますので、そこでうちの要望は伝えております。だから、今まで30年掛かって、こういった議論が今まで無かったんじゃないかなと思います。これを真剣に所管課、県も含めたところで何とか終わらせられないかっていうのをここ数年来やっております。だから、今までできなかったことをこの短い、短いか長いか分からないんですけども、こうやって真剣にやってるんです。だから、私の今の回答で気持ちを汲んでいただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

非常に担当課は努力をされてるんだと思います。ただ、やはり関係する人たちは明ら

かにして欲しいわけですか、本当に。私、この土地区画整理事業の問題、平成28年の3月議会でお伺いして、その時も似たような議論ですよ。結局どうなってるのかと、あの時は32年までに終わるのかというふうな形で聞いたら、32年度中にはちょっと無理じゃないかという話をされた。その後、どこまで掛かるのかって言ったら、そこがなかなか示されなかったという、この場でいつこれを完成させる予定かと聞いても、多分今の状況だと分からないという話になってしまう。結局同じ繰り返しですね。ここの場ではそれで良いかもしれんけど、やっぱり関係する地権者はそれじゃあやっぱり納得できないと思うんですよね。思いませんか。前回もこの道の尾公園の開発の問題、これは前回もお伺いしてるんですよ。その時に私は地元の関係者の方にちょっとお伺いしたら、こういう話があるんですよって言うたら、いやそういうのは全く聞いてないと。道の尾公園が開発されるなんてということなんですよね。今回もこの質問に当たって地権者の方に聞きました。理事はそれぞれ事業がちゃんとこう大体目星がついて説明会をしたいというふうに言いますけども、こういう話があるんですよっていうと、また聞いてないという形なんですよね。この本来、1番心配してる方々が蚊帳の外にいて、事業を一生懸命やってるんですよというふうに説明されても、そこは理解できないと思うんですよね。改めてお願いしたいのは、やはり今の現状と今後の方向性を関係者の方に説明すべきじゃないかなと。これですね、私26年の時に言ってるんですよ。それで、していきたいというふうに言われてるみたいですけども、どうもされてないみたいですね。で、28年の時の回答が事務所が近くにあるんでそこを訪れた時に説明してますって言って。それもやっぱり多分地権者の方たちは納得できないと思うんですよね。ちょっと片手間の中です。しっかり説明するというのが大事なんじゃないかなと、地権者の思いもちゃんと聞くというのが大事なんじゃないかなと思うんですけども、そういう考えはありませんか、今、現状で。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

地元の説明会の件につきましては、今回、検討してるところが固まってしまえば、当然地元説明会とか地権者の方に説明会をいたします。そこで事業の、要は工期の最後の日にちがある程度お示しできるんじゃないかなと、そういったところで事業所の方にも説明会をするということを話をしてますんで、当然そこには隣接、高田南土地区画整理事業の区域外の所も若干関係してくるところもございますので、そこも含めたところで地権者の方に説明はしてまいろうと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今の説明ですと一括施工方式の目星がついたらっていうふうな話ですよ。じゃあ説

明会しますって。やっぱり現状がどうなってるかというところを私は説明すべきだと思います。それはいろんな苦情が出るかもしれませんが、出てしょうがないですよ。こんなに待たせて、こんなに耐えがたい状況を作っとして何にも説明しないというのは無いと思うんですけども、町長にお伺いしたいと。町長は地元の方の説明会なり何なり、1年か数年前ぐらいに行われてるみたいですけども、参加したことがございますか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

当然これは参加しております。参加して毎年毎年やってますので、その時に説明会っていうよりもその年その年の進捗状況、こうします、ああしますというのは毎年やります。その中で早期に解決したいということは常に言っております。ここまで来てますので、私たちも何とか早くこれを上げたいと。長ければ長いほどお金も掛かりますし、皆さん方にも御負担が掛かるということですので。それで今度は、先程理事が言いましたように県とも話をしまして、何とかこれはもう早期に解決しなくちゃいけないということで、県の方にもお願いをいたしまして、そして、どうしたら早く上がるかということで今それをずっと進めてもらっておるわけでありまして。ある程度県の方も今までのサクセスストーリーがいろいろありますので、その中からどの方法が1番良いのか、それはPFIもあるでしょうし、まだ、いろんな方法もあるでしょう。そういったものを含めてこういった形でやればこうなるというようなことを今、県の方でしていただいておりますので、その辺りが固まったらきちとした形で御説明できると。だから、固まってないうちにいろいろ言えないんですよ。きちとした方針が固まらない限り、これはできないわけですので、だから、今その方針とすべきものを今、県と一緒に作っていただいと。そして、それを早期にしていこうじゃないかということで、県の方ともすり合わせをしていく中で、先般は知事の方にもお願いをしまして、この話をしました。知事の方もそれは早く上げたいですねという話もしていただいておりますし、その辺りを今度具体的な手法として、具体的な形として、そして、それをお示しできるものをきちんと作り上げていきたいというようなことでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私ちょっと申し訳ない、認識不足だったんですけど、毎年、説明会されてるんですか。今、町長が言われた毎年参加してるということで。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今、町長が言われたのは、ここで区画整理審議会とか要は審議会のメンバーは地元の



地権者でございます。その中で、その事業の進捗状況とか今後の方針とかそういったところはお話をしてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この審議会の件も前の議会では聞いた。審議会では説明してますと。ただ、やっぱり、私は今、やっぱりこの土地を離れて住んでいらっしゃる方々にも対して、きちっと説明会をすべきじゃないかというふうに言ってるわけですたいね。審議会は当然ですよ、審議会ですから。そこで今の現状を話さないといけないし、進行状況もちゃんと説明せんばいかんと思うんですよ。私は今、離れてる、その苦痛を味わってる人たちに対して話を聞くべきではないかと。説明し、話を聞くべきではないかというふうに思います。実は、先程言いましたようにこの質問するに当たって、また地権者の方にちょっとお伺いしたんですけども、やっぱり最初、当初ですね、区画整理事業この話があった時に、自分の土地が奪われるんじゃないかというふうに非常に大きな不安があったと。でも、町の将来のことを考えるとやっぱり協力せんばいかんやろうという形で協力したと。10年で戻れますよと当時は言われましたと。ところがもう30年経つてると、途中亡くなった方もいらっしゃるということなんですよ。この思いに何とか応えんばいかんじゃないですか。何とか町のためにと思っただけ土地を離れたけども、ずっと蚊帳の外で何が行われてるか、いつ終わるのか分からない。たまに事務所の片方に行けば、あと何年で終わりますよって、あなたの土地が返せますよという話を聞くけども、まだそれから先戻ってこないという状況だというふうにですね。この思い。先日町長は、同僚議員の質問に対して、いろんな事業の施策を丁寧に説明していただくか、住民目線で対応していただくかというふうに言われてますけども、この問題、そういう対応されてないじゃないですか。地元の人たちも全く話は聞いてないという。先程言う開発の問題も事情もよく知らないという意味では本当に蚊帳の外に置かれて。真剣にやってる思いがあるのかを聞きたいというふうな感じなんです。本当に自分たちのことを思っただけやってるのかと。それぞれあると思うんです。そんななかなか上手くいかない。ただやっぱり、そういう思いに応えるためにも、きちっと地元の人たちと話をすべきではないですかね。どうですか改めて、町長。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

以前も、28年の時に質問があった時にも、県の事業所の方にも話を伝えております。工事に入る前とか、そういったところで何か話す機会があったら、今の進捗状況はその中で説明をしてくださいという説明をします。だから、後、事業所の方がやってるものと思っております。先程から長くなっている。だから、今早く終わらせる方法を検

討しているところでございます。だから、これからだらだらといつ終わるか分からない。今までがそうじゃなかったのかなと思います。それを今、早く終わらせてこの事業に終  
止符を打ちたい。地権者の方にその土地を早くお返しをしたい。工事を早く終わらせた  
いってところでやってるんじゃないんです。地権者の方に早く土地を返してやりた  
い。そういう思いで今やっております。だから、どうぞそのところは御理解をいた  
だきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そういう思いを説明会を開いてお話ししたらどうですかと私はお願いしてるわけです。  
それを今は事務所の方に頼んでますよと言う話じゃない。本当にそういう思いでこれは  
やっぱりすべきだと思うんですよ。なぜできないのかなと。今、離れてる地権者の人た  
ちに説明会しますと、今の現状、今のここまでいってますだとか、こういうことができ  
ますだとかというふうに現状だけでも話すこと必要だと思うんですよ。それが蚊帳の外  
に置かれてるといのはやっぱり良くないというふうに思いますんで、是非、やるべき  
だというふうに思いますけども、町長の答弁いただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先程言いましたとおりです。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

先程っていうのは、審議会の中でしか説明をしないというふうな形なんですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先程から言ってるのは、もうちょっと議員も御理解をしてくださいよ。同じ高田地区  
に住んでおられて。我々はですね、審議会の人たちは地権者ですよ。地権者の方にそう  
いったことをずっとしております。そして、一般に公開するとなりますときちんとした  
ものができないと。できないと何を言えますか。我々はそのきちんと言えるものを今必  
死になって作ってるわけじゃないですか。あなた、その過程で早く言え、早く言えって。  
何を言うんですか、そしたら。きちんとしたものができない限りはできないでしょう。  
そこを理解をしていただかないと、これは進んでいかないと私は思いますよ。私たちは  
地権者の人たちに早くお返ししたいという気持ちがいっぱいあります。だからこそ、  
この分については今縷々いろいろなことを考えていってるということです。そして、

その都度、その都度のことにつきましては、審議会の人たちが代表者ですから、その方たちに対して言ってるというようなことで進めておるわけですので、まだきちんと決まってない段階で、説明せろ、説明せろ、蚊帳の外、蚊帳の外と言われてもそんなもんじやないんじゃないかと私思いますよ。きちんとやっぱりここは私たちが責任持って形を決めていかないと、先に進まないと思いますよ。私はそう思います。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

何度も言います。地権者の方々は、そういういろいろ話をする中で、本当に自分たちのそういう思いを汲み取ってくれる所が無いというふうな話をされとるわけですか。まさにここなんですよね。自分たちはどうなるのかというふうな不安、不満がいっぱい募ってると。私はそれを解消するためにも、して良いじゃないですか、今こういう状況ですよと。決まってないというけども、こういう方法でやりたいと言っても全然問題ないじゃないですか。それはできるかできないか、それはまだ回答が出てないけども、こういう形でやりたいんですと、今理事が言われたように、早く返したいからこういう形で進めたいんですと。それがなぜできないというふうに言われるのか。全くここはもう話にならないですね。これはいよいよ、もしこういう事業ができなくて、ますます伸びるような問題なれば、もっと地権者の皆さんは腹立たしい思いが募ると思いますよ。やってる行為をやっぱりやってるんだというふうに示さないと、それは何にも解決にならない。もう時間もあれですんで、町長の回答は分かりました。町長の回答、分かりました。もうしないという方向ですからいいです。私の質問ですんで。それでやはり今回の新聞報道でありました2020年までに方向性を示しなさいということで、町はこれが2020年までの方向性だというふうな形に言われております。ただ、ここにもありますようにやっぱりこういう問題含めて、事業廃止の検討する必要があるんじゃないかというふうな部分も言われております。これは工事の進め方、この方向性が上手くいけばそういう形にならないかもしれませんが、なかなか上手くいかないと本当にそういう問題も検討すべきではないかというふうに思いますんで、そういう部分も含めて今後この事業をどうするかというところを十分に検討していきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。子ども医療費の問題ですけども、これも同僚議員の答弁の中で今年度中にはということで、人員の配置だとか財政面が整えばという話でありました。ただ、御承知のとおり同僚議員も言われてましたけども、長崎市は10月から始めますよと、時津はもう4月から始めますよというふうに言われております。そういう中で、県下でこれ長与だけできてないわけですよ。そういう意味ではやはり今年度中にという姿勢で良いのかということですよ。やはり早急に、もう遅くとも、私がそういうこと言うところとちょっとあれですけども、遅くとも長崎市がやる10月までには一緒に一斉にやらないと。これはいつまででも長与町がそういうことを対応しないと、町民の

皆さんからの批判も受けざるを得ないというふうに思いますので、やはり目途を一定、これについても立ててやるべきではないかというふうに思いますので、その辺の検討がどこまでされてるのか、再度伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

表明するのが遅くなって、皆様には御迷惑をおかけしてるということは重々承知なんですけども、長崎市には負けないぐらいのペースでやってきたいなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そうですか。そこで期待して良いものなのかですね。それはいろいろあると思います。人員面の配置というのはそんな大きな問題じゃないと思うんですよね。やはり財政面の問題かなというふうに思うんですよね。その目途がというふうなところなんですけど、一定、示せない町民はいつからできるのかってというふうになってしまうと思います。じゃあ、端的に10月までにはできるというふうな思いで、やりたいということによろしいんですかね。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

あと庁舎内での協議も必要かと思っておりますけれども、一応9月の議会で上程をさせていただきたいなというふうには考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

了解しました。そこで、あくまでここは、私は対象年齢の拡大という形で問うてます。この間、県下的に小学生卒業まで進んだ時に、担当課としては高校卒業までやりたい思いもあるんだというふうな話もされてました。そういう対象年齢の拡大が中学生まで留まるものなのか、中学卒業まで留まるものなのか、さらに進んで取り組んでいきたいと思いがあつたものなのか、その辺についても再度伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

人口減少対策ですとか、少子化対策っていうところで、当初は他はどこもまだやってない時、長与町は高校までやってはどうかということ、大分検討もさせていただいて

いたところでございますけれども、医療費の経済的負担というところを私も大分勉強させていただきまして、医療費調整には福祉医療に限らずいろんな高額療養制度ですとか、未熟児の養育医療ですとか、障害児であれば育成医療ですとか、あと小児がんとか、難病の方には小児慢性特定疾病ですとか、あとひとり親とか障害児の部分についても福祉医療というところで、一定カバーができてるってことも重々分かっております。そしてまた、一定所得制限を設けてっていうことも考えていたわけなんですけれども、長崎県は所得制限を設けないで進んできたというところもございます。というのが少子化対策っていうところで、この福祉医療が長崎県の場合は、他県もそうなんですけれども進んでおりますけれども、やっぱり国とか県の見解としては少子化対策には余り効果が見られないんじゃないかっていうところの話もありまして、なかなかこう踏ん切りがつかないところであるんですけれども、今は他にやっぱりやるべきところもたくさん残っておりますので、高校生までっていうところは今の中、私の中では大分トーンとしては下がってるのかなっていうふうに思ってます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この政策がなぜ広がるかと、これはもう数年前から全国的に広がって、県下でも急速に広がったわけですたいね。やっぱりそこは子育て世代の大きな要求だと思うんですよ。それで、いろいろ子育て支援されてる部分があると思うんですけども、この医療費助成の問題は、やはり全ての子育て世代に対象になるということでは、多くの要求の中の1つであるというふうに思うんですよ。だから、やっぱりそこが急速に広がった私は要因だと思うんですよ。そういう意味ではこれ、さらに今、長崎県下では松浦市が高校生卒業まで医療費の助成を行ってますけども、これはどんどんどんどん広がっていく可能性は私はあるんじゃないかなと。ここで留まらずに広がっていく可能性もあるんじゃないかなというふうに思いは持ってます。ある地域では大学卒業まで、いわゆる22歳の年齢まで子ども医療費の助成という形で対象にされてるということも聞きますし、さらに幅が広がる要件がたくさんあるんじゃないかなというふうに思いますんで、私はその辺も念頭に置いて、今後の政策の中に生かしていただければなと思うんですけども、そういう検討の余地があるものなのかどうか、再度、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

検討につきましては現物給付ですとか、他の事業と合わせまして、ずっと研究検討はさせていただいております。高校生まで対象にした場合どのくらい掛かるのか、事務量がどのくらい増えるのか、そういったところも含めてずっと研究検討はさせていただいているところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

是非、検討していただきたい。あと現物給付ですけども、先程も町長が答弁されて、なかなか現状難しい部分もたくさんあるのかなというふうに思うんですけども、ただやはりここも医療にかかって、一旦払って、申請してはじめて戻ってくるという制度は、まだ矛盾もあるのかなというふうに思います。この部分については、再度回答を求めてもなかなか厳しい回答かなというふうに思いますけども、先程言われますように現物給付の問題も含めて検討していくということなんで、是非、この部分も検討していただきたいというふうに思います。これで一般質問を終わりたいと思いますが、是非、高田南の問題については、住民の方々の思いを十分に汲み取ってどう対応するかというところを、それぞれ地権者の方、関係者の方もそれぞれいろんな対応の仕方があると思います。以前、理事にもお話したかもしれませんが、もう造成地の換地を待たずに違う土地に移っても良いというふうな方もいらっしゃいました。そういう意味では、そういう対応の中で少なくともやっぱりそういう苦しい思いを和らげていくという部分を対応していただきたいということを要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩10時29分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第2、議案第1号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

お尋ねします。この説明でいくと事故の発生が午前8時頃というふうになっております。8時頃に事故を起こされて例えばこういう事故が起きたというふうな形の確認をする作業なんかが、率直に言って職員の方がそういう事故が起きたというのを確認に行く行為があるものなのかどうか、まずそこをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

日名子管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。8時に発生いたしておりますが、事故の報告を警察の方から受けまして、すぐ職員を現場の方に向かわせたということで、現場の立会いはしなくてもいいんですが、現場の方の確認をしたということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そうするとこの事故が発生した後、この事故に遭った方は、まずは警察に一報を入れて、警察にその事故現場を確認してもらったという形で。ですから事故の状況というのは警察が確認されて、それが町の方に伝わったというふうな経緯でよろしいんですかね。

○議長（内村博法議員）

日名子管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

議員御指摘のとおりでございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

状況を見ていますと、町の責任体制としての賠償責任の責任体制としての設置、グレーチングの設置責任にあったということで、賠償責任で発生したということでもいいわけですね。この町の責任体制としての責任はそういうことで確認したいと思います。それと金額は全て100%保険か何かで補填されて町の手出しはないか。その2点ですね、ちょっとそこんところお願いします。

○議長（内村博法議員）

日名子管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。グレーチングはU字側溝の上にグレーチングの蓋がはまっている状況でございました。ただ、この蓋の下のU字側溝の方が何回も車が通って欠けておりまして、グレーチングががたがたとやっております、その上を車が載った時にグレーチングが跳ね上がったということでの事故でございまして、道路的に過失ということで、過失的には町の方にあるということで考えております。それと金額につきましては、総合賠償補償保険こちらの方で全額お支払いの方はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

他に質問ありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私はグレーチングのところなんですけれども、今回跳ね上がったということですが、グレーチング長与町の中にも他にもたくさんあると思うんですね。だから今後、そういうのが老朽化して起こるものなのか、施工の状態が良くなかったものなのか、そ

こがどちらに原因があったのかっていうのを教えてください。

○議長（内村博法議員）

日名子管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。議員御指摘のとおり先程申しました老朽化、側溝の下のU字溝の老朽化がまず第一でございます。それでこの対策といたしましては、跳ね上がらないようにビス留めをしたり、ビス留めの他にも溶接をしたり、そういった形で今後していきたいというふうに考えてるところでございます。その道路も平坦な道路はグレーチングをはめてもなかなかずれたりしないんですけども、やはり坂の道路にグレーチングがはまっている所につきましては、やはりずれてきたりというのがありますので、今後はそちらの方も重点的にしていきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そのビス留めが今回のはされてなかったってことですが、そういうところからいくと、今後はもうそういうふうにしていくのかと思うんですが、施工業者に対する責任というものはないのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

日名子管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

施工業者の方は、町の方からこういうふうにしてほしいということをお願いをしておりますので、やはりその当時、グレーチングをはめたとき、そこまで考えてしてなかったと、そのときはまだU字側溝の方がまだ完璧でしたので、きれいにはまったんでしょうけど、その老朽化までは対策をしてなかったということでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。



これから議案第1号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第1号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を  
求めることについてを採決いたします

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に日程第3、議案第2号平成29年度長与町一般会計補正予算(第5号)の専決処  
分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委  
員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第2号平成29年度長与町一般会計補正予算(第5号)の専  
決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に日程第4、議案第3号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準を定める条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第3号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第5、議案第4号長与町防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第4号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第6、議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務文教常任委員会に付託いたします。  
お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第5号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第7、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務文教常任委員会に付託いたします。  
お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第6号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第8、議案第7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

河野議員。

#### ○14番(河野龍二議員)

ここで伺いますが、提案理由が特別職の国家公務員の給与改定に準じとなっておりますけれども、これは確か去年の国家公務員の給与改定のものなのか、そこを確認させていただきたいのと、今回の改正によって一般議員でいいですけども、総額がどれくらい、現状額がどれくらいと改正後の額がどれくらいになるのか、いわゆる期末手当総額

でいいです。夏と冬とを教えていただきたいのと。もう1つは、施行期日等で2項のこれが平成29年4月1日から適用するというようになっております。というところがなぜこの4月1日に遡って適用というふうになるのか、その3点お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

この改正は去年、国家公務員の総理大臣等々の人事院勧告によりまして0.05月分上がるということで改定がなされております。これに基づいた改定でございます。金額といたしましては、すいません全体でしかちょっと分からないんですけど、議員全体でございますけど、26万8,000円の増額ということでございます。4月に遡るということでございますけども、去年の人勧でございますので、当然4月からの適用ということで、今回の改正をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

確か去年も改定の議案を提案したんじゃないのかなと。それがこの部分いわゆるこの2017年の人事院勧告の改定に基づく部分ではなかったのかなってちょっと思ってるんですけども、そうではないですかね。ちょっとそこら辺を再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

議員おっしゃっているのは、27年の改定でございます、今回は29年の改定ということでございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第7号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第7号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第9、議案第8号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ここでは町長、副町長それぞれ分かるのでしょうか、引き上げ額ですね。できれば現行と今回の改定改正後の額を教えてくださいと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今回改正で13万8,000円の増額ということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それぞれは分からないんですか、それはもう全体でしか分からない。それぞれが分かれば教えていただきたいのと、ここで改めてお伺いしますけども、平成29年の人勧での提案ということでありましたが、据え置くという考えがなかったのか。先程から昨日のいろんな一般質問等々の中でも財源が厳しいという部分の答弁もありますし、先程の私の一般質問でも子ども医療費の財源が整ってからというふうな部分がある。そういう意味では、こうした財源を据え置いて、そうした部分に回すというふうな方向も考えられたんじゃないかなというふうに思うんですけども、据え置くという考えがなかったのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

申し訳ありませんが、それぞれの金額というのはちょっと今、手元にございませんで分かりませんが、今回の改定を行うということで、近隣市町比べた時に今、長与町は1番低い月数でございます。これをまた、このまま据え置くということであればこの差はどんどん開いていくということになりますので、その辺も考えまして、今回また上げさせていただいてるということでございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、総務文教常任委員会に付託いたします。  
お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第8号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第10、議案第9号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

ここでもその差額を教えてくださいと思います。

○議長(内村博法議員)

山本総務課長。

○総務課長(山本昭彦君)

先程13万8,000円と申しましたけども、この中に教育長の方も入ってるということでございます。申し訳ございません。

○議長(内村博法議員)

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務文教常任委員会に付託いたします。  
お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第9号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに

決定いたしました。

次に日程第11、議案第10号長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第10号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第10号は、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第12、議案第11号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託いたしました議案第11号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第13、議案第12号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第12号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第14、議案第13号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第13号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第10、議案第14号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は産業厚生常任委員会に付託いたします。



お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第14号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いを思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第16、議案第15号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第15号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いを思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第17、議案第16号長与町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第16号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いを思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第18、議案第17号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第17号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第19、議案第18号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第18号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第20、議案第19号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第19号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第19号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第21、議案第20号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第20号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第22、議案第21号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第21号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第23、議案第22号長与町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第22号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第24、議案第23号平成29年度長与町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

では29ページの公園の中間に委託料マイナスがありますけど、委託料マイナスとい

うことは、設計も終わって全てが終わったんじゃないかと思いますが、町内公園の整備でずっと住民の方々からの心配事がずっとあって、年度内には完成するという言葉が出ておったわけですが、ここで改めて年度内で公園の諸々の整備が完成するのか。そこのところを再度お尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

8款5項5目13節の委託料の500万の減額の分ですね。これについては、高田越トンネルの上のところに仮称でございますけれども、道の尾中央公園っていうのを作ろうと計画がございました。ここの設計をするための設計費として委託料を計上してございましたけれども、高田の事業の方のそのこの街区の面積が確定していないために、ここが今、設計ができない状況にあります。したがって、この金額を今回は落とさせていただきたいという計上でございます。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。公園の遊具の件でございますが、73の遊具を今回修理の方をということでございます。今年度、まだ修繕が終わってない所もございますが、発注済みまで合わせまして40か所の遊具を現在、修繕終わっておりますし施工中でございます。あと残りにつきましては、まだ、次の年度ということで考えているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私もいくつか気になるところあるんですけど1点だけ。私は26、27の土木費、道路橋りょう費の道路維持費で町道等維持補修工事費が1億4,000万減額されてるということで、既定額からすると半分以上50%以上減額されてるという状況です。町道の状況を見ると、やはりまだまだ整備が必要な箇所がたくさんある状況です。そういう意味で予算を組まれたと思うんですけども、減額になった背景が補助金の確定ということですが、なかなかやっぱり思うように国等の補助金が見つからないものなのかその辺の背景と、当初予算ベースからすると改修部分が目的に対してどれくらい改修できたのか、今回まだ終わってはいませんが、どれくらいの改修を予定されてるのか、この減額によって当初目的からどれくらいになるものなのか、分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

日名子管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。御指摘のとおり国費の方要求をいたしました。決定が来てないというところで、今回減額の補正を上げさせていただいたところでございます。舗装だけを統一して申し上げますと、当初予算で1億5,700万の予算をいただいておりますが、今まだ施工中でございますので若干数字変わるとは思いますが、約2,000万の工事を、舗装だけですね、2,000万を現在施工中でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

10款教育費でお伺いします。ページ数で言えば30、31ページになると思うんですけれども、ページの1番下の部分になるんですが、文化施設管理費の中の町民文化ホール館長報酬が全額だと思うんですが240万ですね、減額補正をされております。あそこには館長がいますので、別のところからの支出となったのじゃないかなと思うんですか、まずその経緯ですよね。それとこの時期の減額っていうのを年度当初から減額できたのではないかなと思うんですけれども、その2点をお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

文化ホールの館長につきましては、昨年4月の異動で再任用職員が配置されております。その関係で今回、減額ということでさせていただいております。議員御指摘のとおり時期的に年度当初、6月補正でというふうなこともあったんですけども、これにつきましては、時期的に最終議会である3月議会で落とすようにということで指示がありましたので、今回で上げさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

次は、今の件で総務部に対して関連で質問なんですけども、この再任用職員か非常勤、いわゆる給与で出す人を充てるのか、報酬で充てる人を出すのかっていうのは、これどういった判断で、どういう違いになるんですかね。分かりますか。質問の意味分かりますかね。報酬で出す人がいますよね、を館長として充てる場合と再任用職員を館長で充てる場合がありますよね。これどう違うんですかね。どういう内部的な判断で違いを設けているのかっていうのを伺います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

再任用職員を館長として充ててるのは大体2年ぐらい前からやってるんですけど、あと報酬、館長には先生の出身の方もいらっしゃいますので、その方たちは再任用で出すわけはいきませんので分けている状態でございます。再任用の職員をこれからはずっとするようにそういう方向でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第23号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第25、議案第24号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第24号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第26、議案第25号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

産業厚生常任委員会に付託しました議案第25号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第27、議案第26号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第26号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第28、議案第27号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



ただいま議題となっています議案第27号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第27号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第29、議案第28号平成30年度長与町一般会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

**○15番(吉岡清彦議員)**

何箇所かお聞きいたします。まずは28、29のふるさと寄附金ですね。8,000万上がっておりますけども、今よく全国的に話題となっております。8,000万に対する経費ですかね、支出がどれだけ今度はあるのか。そういう点を1点ですね。それと137ページ、橋りょうの分がありました。委託料、設計、これが今までも何回か上がってたわけですけども全てなのか、また何か所か決まったどの場所なのか分かっておればその点を。それと141ページの8款5項4目補償費5,400万、街路事業に伴う場所がどういう所なのか、どういう形に変わっていくのか、その点ですね。それと143ページの8の5の工事費、これは先程の公園の関係があるからその延長かな、これはいいです。それと163ページの15節工事費、屋内運動場ですかね。中学校ですけども、今までも小学校のいろんな場所の整備とかあったわけですから。これはどこの学校のどういう場所がどう変わっていくのか、その点をお願いいたします。以上です。

**○議長(内村博法議員)**

中嶋産業振興課長。

**○産業振興課長(中嶋敏純君)**

まず1点目のふるさと納税に関します収入額8,000万ということで、経費でございます。ページ数でいきますと66、67ページとなってまいりますけれども、総務費の2項徴税費というところで、産業振興課所管分で賃金、それから旅費、需用費、役員費、委託料ということで、合計5,346万2,000円で支出ということになっております。パーセンテージで66%というような形になると思います。以上でございます。

**○議長(内村博法議員)**

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

140、141ページの8款5項4目22節の5,400万でございますけれども、これは西高田線の街路に伴うもので、拡幅区間まるみつパチンコから先の方と役場前の橋りょうから手前の2件でございます。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。136、137ページをお願いいたします。8款2項4目橋りょう維持費13節委託料2,270万でございますが、この分につきましては、現在毎年橋りょう点検を行っておりますが、その点検が17橋、それと詳細設計を2橋予定をしております。詳細設計につきましては、現在坂口橋と三彩橋、こちらの2つの橋を詳細設計の方をしたいということで考えてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

162、163ページの10款3項1目15節の屋内運動場整備工事費の9,200万ですけれども、こちらは長与中学校の体育館の改修工事を計画しております。屋根と外壁の改修工事と水銀灯照明からLED照明の交換を行うように予定をしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは1つは歳入の14、15ページ、使用料手数料ですね。土木使用料と教育使用料がそれぞれ前年度から減額がされております。施設の有料化に伴う中で減額というふうな掲示がされてるのが、どういう理由なのか、そこをお尋ねしたいというふうに思います。もう1点は、補正でもお伺いしましたが、町道の維持補修ですね。ページ数でいくと134、135ページですね。今回の予算計上は1億4,300万ということで、前年度よりここもかなり減額の掲示ではないかなというふうに思います。町道については、この間議会の中でも質問させていただいて、町道の約140路線ぐらい改修が必要だというふうな形で年次計画で対応されていくということが、この間表明されておりますけれども、先程の補正の減額と今回の予算計上の額からすると、年次計画が大幅にずれてくるのではないかなというふうな懸念もするんですが、その辺どのように考えてらっしゃるのか、この2点お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

土木使用料及び教育使用料の減になってる件でございますが、これにつきましては、昨年の29年度当初予算の算定におきまして、使用料改定の見込額の2分の1ということを加算いたしまして算定させていただいておりましたが、その後中学生小学生の団体とか65歳以上の団体の減免規定が承認されましたので、その関係で使用料の減というふうなことになっております。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

134、135ページの8款2項2目15節工事請負費1億4,300万でございますが、議員御指摘のとおり減額になっておりますが昨年度より、今回補正につきましては、舗装工事につきましては7,200万を予定しているところでございます。平成29年度に内示が来てない。2,000万ぐらいしか工事できてませんということ先程お答えをさせていただきましたが、このままでは御指摘のとおり予定がなかなか進んでいけないというところでございますので、今後は国等も働きかけを行っているところでございますが、他の補助メニューまたは他の何か交付金等ないかどうかですね、こちらも含めながら研究をしてみたいと思っております。なるべく早く舗装の方、やはり皆様の生活の、舗装が悪ければやはり事故等も起こりやすくなりますので、それについては今後、予定をしていきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

87ページですけれども、放課後児童クラブ環境改善っていうところで、これはどちらのクラブに補助をされるのかというところと、それから97ページの緊急通報システム業務ですけれども、これは前年までは非課税世帯の1人世帯が対象だったと思いますが、来年度は1人暮らしの高齢者対象全員だと思っておりますが、これが何人対象がいらっしゃるのかというのと。それから下の高齢者交通費健康づくり助成金ですけれども、これはバス、タクシー券と健康づくり助成のチケットというところではありますが、70歳以上が5,810人でいらっしゃいますが、5,810人どのように全員に配布されるのか、詳しくそのところを教えていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

86、87ページの放課後児童クラブ環境改善事業補助金ですが、これは高田児童クラブの2支援目に対する環境改善補助金ということで、備品代を補助するように計画

をしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

96、97ページの3款3項1目13節委託料の緊急通報システムの業務委託料でございますが、対象者につきましては、おおむね65歳以上の1人暮らしの高齢者、それと重度身体障害をお持ちの方の中で生活に不安がある方ということを対象者として考えております。今回は非課税世帯というのは入っておりません。議員御質問の1人暮らしの高齢者数というのは、今うちの方で把握しておりますのが29年度で1,146人となっております。そして、高齢者の交通費助成の事業でございますけれども、こちらにつきましては70歳以上の高齢者の方、議員から5,810人ということでありましたが、うちの方では7,500名ほどいらっしゃるということで想定をしておりまして、その方々に対して御案内につきましては、それぞれ対象者の方にははがきを全員の方にお送りをいたしまして、交通助成券ともう1つ今回今まで入浴補助券ということで名前を言っておりましたけれども、こちらの方を健康づくり助成券ということで名称を変えさせていただきますまして、バスもしくはタクシー、それと健康づくり助成券の3つのいずれかを選択をできるということで、はがきで御案内をさせていただく予定にしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは今まであった入浴補助券っていう自体はもう無くなったということよろしいんですか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

入浴補助券自体、名称が変わったというようなことで考えていただきたいと思います。健康づくり助成券につきましては、これまでどおり入浴施設、それとプールの施設、町民体育館のトレーニング室、陶芸の館の方で利用できる券ということでさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私は3点ほど質問させていただきたいと思います。まず79ページのこれもう毎回、私も質問をさせていただくわけですけど、社会福祉協議会に対する補助金ですね。これについては昨日の一般質問あたりでも婚活活動とか、それから若者育成推進ですか、そ

れに基づく事務局があるとか、そういうお話の中で社協というのがよく出てくるわけですね。それについての予算とかそういうのが、この中に入っているものかどうかですね。それを1つ。それから173ページの公民館の改修で3,400万ほどついておりますが、この辺の内容ですね。それから197ページ、文化ホールですね。これは一昨年、成人式で大雨が降って雨漏りがした経緯がありますね。この修理がなかなか進んでないというふうに私は思ってたんですが、この予算づけも、金額的にかなりかかるというふうに聞いておりましたが、余り数字的な大きなものが入ってないようですのでその辺について、この3点を質問したいと思います。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

78、79ページ、3款1項1目19節負担金、補助及び交付金の中の長与町社会福祉協議会運営補助金でございますが、こちらの内訳としましては、社会福祉協議会の事務局職員の人件費のみとなっております。よりまして婚活事業でありますとか、若者育成推進事業と、そういった他の事業に関する経費は含まれておりません。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

172、173ページの10款6項2目の15節工事請負費でございますが、3,413万6,000円。これにつきましては、上長与体育館の家屋の改修工事を行うようにいたしております。続きまして178、179ページの10款6項5目の13節の調査設計業務委託160万につきましては、文化ホールの屋上の設計業務委託をするようにいたしております。先程御心配いただきました屋上の防水工事、防水の絡みなんですけども、この工事を31年度で実施したいというふうなことで、来年度調査設計業務の委託を計上いたしております。なお、防水工事につきましては、仮の補修なんですけども、今年度委託料が余った部分を流用させていただいて、一応漏水箇所であろうという所は、仮に補修をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第28号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第30、議案第29号平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第29号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第31、議案第30号平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第30号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけること

に決定いたしました。

次に日程第32、議案第31号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生委員会に付託しました議案第31号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第33、議案第32号平成30年度長与町介護保険特別会計予算を議題としていたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生委員に委員会に付託しました議案第32号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第34、議案第33号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第33号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第35、議案第34号平成30年度長与町水道事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第34号は、会議規則46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第36、議案第35号平成30年度長与町下水道事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。



お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第35号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いを思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は3月22日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第37、議案第36号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第36号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第37、議案第36号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とされました。

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

全員協議会を1時15分に開催いたします。よろしくお祈いします。

(散会 11時56分)